

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

県及び村の文化財保護条例に基づき指定されている歴史的風致形成建造物については、当該条例に則って適正に維持・管理を行う。それ以外の建造物についても、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る村長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行うにあたり修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行い、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講ずるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとする。なお、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮し、十分に協議をしたうえで実施することとする。

### 2. 個別の事項

#### (1) 県及び村指定文化財

県及び村指定文化財は、沖縄県及び北中城村文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護のために必要な防災上の措置を講ずる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

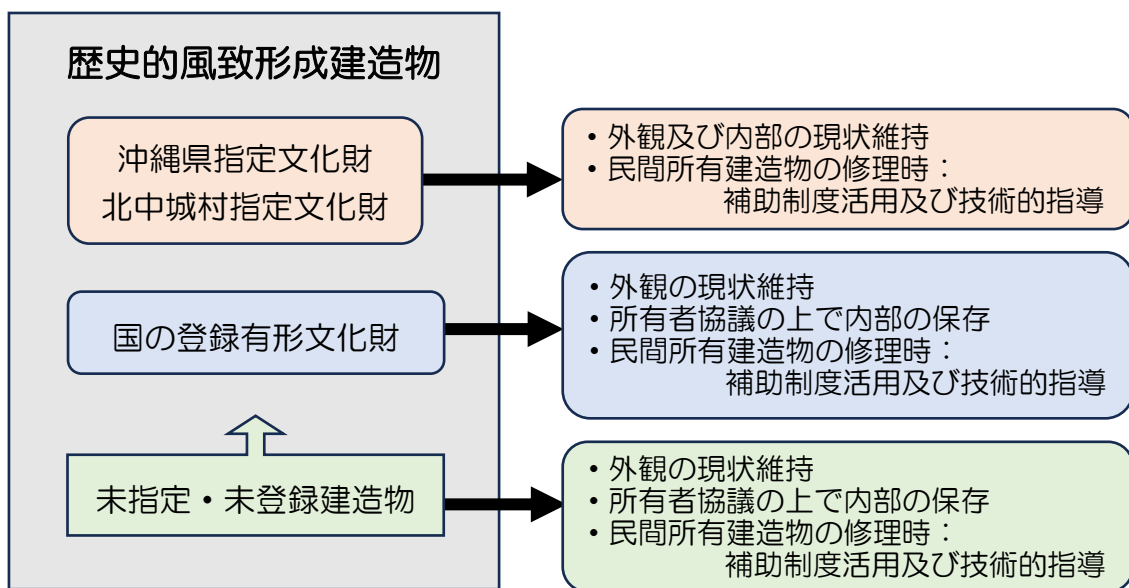
#### (2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、保存に努めることとする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

### (3) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち未指定・未登録の建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため登録有形文化財や村指定文化財等として登録・指定するよう努めるものとする。これらの建造物の維持・管理は、所有者との協議のうえで内部の保全に努めつつ、建造物の外観を主対象に現状の維持及び保存を基本とする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。



### 3. 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項及び同法施行令第3条第1項に基づく届け出が不要な行為は、以下の場合とする。

- ①文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ②沖縄県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財で、同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更などの許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ③北中城村文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく村指定有形文化財で、同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更などの許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合